

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2001-281758(P2001-281758A)

【公開日】平成13年10月10日(2001.10.10)

【出願番号】特願2000-95770(P2000-95770)

【国際特許分類第7版】

G 0 3 B 19/02

G 0 6 T 3/00

H 0 4 N 1/387

H 0 4 N 5/225

H 0 4 N 5/76

H 0 4 N 5/907

H 0 4 N 5/91

H 0 4 N 7/16

H 0 4 N 7/18

// H 0 4 N 101:00

【F I】

G 0 3 B 19/02

G 0 6 T 3/00 3 0 0

H 0 4 N 1/387

H 0 4 N 5/225 F

H 0 4 N 5/76 E

H 0 4 N 5/907 B

H 0 4 N 7/16 Z

H 0 4 N 7/18 Z

H 0 4 N 7/18 U

H 0 4 N 5/91 H

H 0 4 N 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月13日(2004.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項10】

撮影タイミングを入力するスイッチと、画像をデータとして取り込む画像取込手段とを備え、前記スイッチの入力タイミングで前記画像取込手段から撮影画像データを取り込む電子カメラにおいて、

1又は複数の画像データを記憶するための記憶手段と、前記記憶手段に記憶された画像データのなかからいはずれかを選択することが可能な選択手段とを備え、

前記選択手段で前記画像データが選択されたときは、前記撮影画像データを、前記選択手段で選択された画像データを特定するための画像特定情報と対応付けて記憶するようになっていることを特徴とする電子カメラ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 11】

撮影タイミングを入力するスイッチと、画像をデータとして取り込む画像取込手段とを備え、前記スイッチの入力タイミングで前記画像取込手段から撮影画像データを取り込む電子カメラにおいて、

1又は複数の画像データを記憶するための記憶手段と、前記記憶手段に記憶された画像データのなかからいずれかを選択することが可能な選択手段とを備え、

前記選択手段で前記画像データが選択されたときは、前記撮影画像データを、前記選択手段で選択された画像データと合成して記憶するようになっていることを特徴とする電子カメラ。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

さらに、本発明に係る請求項10記載の電子カメラは、撮影タイミングを入力するスイッチと、画像をデータとして取り込む画像取込手段とを備え、前記スイッチの入力タイミングで前記画像取込手段から撮影画像データを取り込む電子カメラにおいて、1または複数の画像データを記憶するための記憶手段と、前記記憶手段に記憶された画像データのなかからいずれかを選択することが可能な選択手段とを備え、前記選択手段で前記画像データが選択されたときは、前記撮影画像データを、前記選択手段で選択された画像データを特定するための画像特定情報と対応付けて記憶するようになっている。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0049】

このような構成であれば、選択手段で画像データが選択されるとともにスイッチが押下されると、スイッチの入力タイミングで画像取込手段から撮影画像データが取り込まれ、取り込まれた撮影画像データが画像特定情報と対応付けられて記憶される。ここで、画像特定情報は、選択された画像データを特定するための情報である。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

さらに、本発明に係る請求項11記載の電子カメラは、撮影タイミングを入力するスイッチと、画像をデータとして取り込む画像取込手段とを備え、前記スイッチの入力タイミングで前記画像取込手段から撮影画像データを取り込む電子カメラにおいて、1または複数の画像データを記憶するための記憶手段と、前記記憶手段に記憶された画像データのなかからいずれかを選択することが可能な選択手段とを備え、前記選択手段で前記画像データが選択されたときは、前記撮影画像データを、前記選択手段で選択された画像データと合成して記憶するようになっている。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

このような構成であれば、選択手段で画像データが選択されるとともにスイッチが押下されると、スイッチの入力タイミングで画像取込手段から撮影画像データが取り込まれ、取り込まれた撮影画像データが、選択された画像データと合成されて記憶される。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

各基地局 A P₁ ~ A P₇は、CCDカメラ100と通信可能な通信エリア C R₁ ~ C R₇をそれぞれ有しており、その通信エリア内に存在するCCDカメラ100と無線により通信を行うようになっている。図1の例では、CCDカメラ100は、通信エリア C R₃内および通信エリア C R₆内に存在しているので、基地局 A P₃および基地局 A P₆と通信を行う。